

平成 29 年 天草市農業委員会第 12 回総会議事録

平成 29 年 12 月 22 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（10 名）

1 番	鶴 田 雄 士 君	2 番	稲 田 秀 敏 君
3 番	山 本 隆 久 君	4 番	中 村 三 千 人 君
5 番	宮 崎 義 一 君	6 番	黒 川 紀 世 子 君
7 番	松 下 二 六 一 君	8 番	君
9 番	本 田 実 君	10 番	君
11 番	君	12 番	富 崎 ま す み 君
13 番	中 川 徹 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

8 番	井 島 安 一 君	10 番	小 堀 田 幸 一 君
11 番	嶋 田 浩 二 君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	山 並 正	局長補佐	藤 本 寿
参 事	小 松 通 利	主 任	寺 澤 大 介
主 査	大 林 喜 光		

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 64 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 65 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 66 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 67 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 68 号 非農地通知書交付申請について
日程第 7	報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山並正君） 皆さん、現場は大変お疲れ様でした。ただいまから平成 29 年天草市農業委員会第 12 回総会を開催いたします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） こんにちは。皆さんには。年末のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今年の総会も今日で終わりでございます。私たちの任期も来年までですので、はりきって頑張っていきたいと思えます。それでは、よろしくお願ひします。

○事務局（山並正君） ありがとうございます。本日は、8 番井島委員、10 番小堀田委員、11 番嶋田委員から欠席の届けが出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願ひ致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、7 番、松下委員、9 番、本田委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 64 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。楠浦町の譲受人は、新和町の譲渡人より、楠浦町の田 875 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡地区清掃センターから北西へ約 500m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当してありません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田1,817㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市栖本支所から北東へ約1.5km、青色で着色した県道松島馬場線の西側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。久玉町の譲受人は福岡市の譲渡人より、久玉町の畑14,303㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深高校から北東へ約2km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。航空写真では雑木等が生えているように見えますが、航空写真は5年程前のものです。現在は、伐採されています。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。天草町の譲受人は長崎市の譲渡人より、

天草町の畑 133 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草小学校付近です。青色で着色した国道 389 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の 2 ページをお開きください。5 番について説明します。天草町の譲受人は天草町の譲渡人より、天草町の畑 1,024 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したお万が池から北へ約 600m、青色で着色した国道 389 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 3、議第 65 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の 3 ページをお開きください。1 番について説明します。転用者は久玉町の個人で、久玉町の畑 251 m²を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご

覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深高校から北西へ約 500m、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、借家住まいをしていたが、手狭で不便なため、住宅を 1 棟、物置を 2 棟建設し利用する計画です。資料③の 2 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に宅地として利用されているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2 番について説明します。転用者は牛深町の個人で、牛深町の畑 282 m²を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した砂月海水浴場から南東へ約 1.7km、青色で着色したハイヤ大橋の南側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、仕事で使う漁具の保管倉庫を 1 棟、住宅を 1 棟建設し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に宅地として利用されているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3 番について説明します。転用者は神戸市の個人で、五和町の畑

305 m²を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和中学校から北へ約 100m、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在、神戸に住んでいるが、天草に帰郷するため住宅を 1 棟、1 台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4 番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の田 1,008 m²を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した地域交流センターおおくすから南へ約 300m、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、地域に必要不可欠な公民館や消防ポンプ倉庫用地として利用したいため、公民館を 1 棟、消防ポンプ倉庫を 1 棟、残地を精米機、駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に宅地として利用されているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 4、議第 66 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に

ついてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

- 事務局（小松通利君） 資料②の4ページをお開きください。1番について説明します。転用者は天草市の法人で、浜崎町の畑330㎡を売買により取得し、宅地分譲する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校から北西へ約300m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、申請地の地域は住宅用地としての需要がとても高く十分な事業性が見込めるため宅地分譲地2区画分として整備する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

- 議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

- 議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

- 事務局（小松通利君） 2番について説明します。転用者は川原新町の個人で、佐伊津町の畑1,284㎡を売買により取得し、貸資材置場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合中央消防署から北へ約300m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、申請地は夫が経営する法人の事務所にも近く、建設機械、車両、資材を置くのに利便性が良いため、資材置き場として貸し付ける計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

- 議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

- 議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。転用者は魚貫町の個人で、魚貫町の畑86㎡を売買により取得して貸資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した魚貫崎レストハウスから北東へ約300m、青色で着色した県道牛深天草線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、母と弟が漁業を営んでいるが、資材置場がなく不便なため、定置網、養殖網、刺し網、ウツボ籠、ブイ等の資材置場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。転用者は熊本市の個人で、有明町の畑23㎡を売買により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浦和小学校から西へ約1km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、現在、譲受人の母が住んでいるが、近々同居予定で、駐車スペースがなく不便なため宅地拡張し、1台分の駐車場とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の5ページをお開きください。5番について説明します。

転用者は五和町の個人で、五和町の畑 359 m²を使用貸借により借受け個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所から北へ約1.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、両親と同居しているが独立したいため、住宅を1棟、2台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 6番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の畑 191.21 m²を贈与により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した福連木子守唄公園付近です。青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在、一時的に本渡地区で賃貸住宅に住んでいるが、地元に戻って生活したいため、住宅を1棟、1台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の4ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第67号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第67号について説明します。資料②の6ページからご説明いたします。利用権の新規設定の計画が3件、再設定の計画が8件、合計11件で、総面積は76,773㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の5ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定11件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第68号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第68号について説明します。資料②の11ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、佐伊津町3件、有明町1件、新和町1件、筆数は全体で6筆、面積は合計で5,756㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の6ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1)の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの。及び(2)のその土地を農地として復元しても継続して利用することが困難なもの。に該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が2番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が3番の申請地周辺の地図です。航空写真です。現地の写真になります。次が4番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が動画になります。次が5番、6番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が動画になります。4番について補足します。4番については、建物が建っていたと思いますが、資料③の9ページの第4のその他をご覧ください。対象農地が農地法第4条第1項、第5条1項の規定に違反すると認められる場合は、農地に該当するか否かの判断を行わないとなっております。つまり、農地法に違反する場合は、判断を行わないことになっております。今回の場合の建物は、許可不

要の建物となっており、ここの部分に当てはまりませんので、農地に該当するか否かの判断をお願いします。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたと思いますが、いかがでしょうか。

○9番（本田実君） 9番本田です。4番について、現地を確認してきました。国道の近くであるけども、下の農地は耕作放棄地となっていますし、倉庫がありますが、倉庫以外の部分が竹山になっていて、面積の大部分を占めている状況です。3分の2が竹山、3分の1が倉庫という状況で、判断が非常に難しい案件ですので、皆さんにご協議いただければと思っています。

○議長（鶴田雄士君） 他の委員さんは、ご意見ありませんか。

○9番（本田実君） あと、ここは荒廃が非常に進んでいる所です。4、5年前までは作っているところもありましたが、現在は、作られていません。ただ、田の隣を非農地として判断していいのかという考え方もあると思われます。

○4番（中村三千人君） 何年も作られてないんですか。

○9番（本田実君） はい。作られていません。

○議長（鶴田雄士君） どうしましょうか。

○4番（中村三千人君） 周りの農地に関係してくる。

○9番（本田実君） そうなんです。なので、保留なら保留、できないならできないと決めていただければと。耕作はされていませんが、周りは農地もあるので。

○4番（中村三千人君） 今回は、保留という形がいいのでは。周りが問題なければいいと思います。

○9番（本田実君） 保留にして、周りから同意を得られたらいいですね。

○議長（鶴田雄士君） では、4番は保留にしましょうか。他に何かありませんか。ないようですので、1番から3番は山林、4番は保留、5番は原野、6番は山林として議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の最後に記載しております。農地利用・形状変更届については、ございませんでした。第4条の許可不要転用届につきましては、ございませんでした。第5条の許可不要転用届につきましては、有明町2件、新和町1件、無線基地局を設置するというものでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 29 年天草市農業委員会第 12 回総会を閉会致します。

午後 3 時 10 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 松下二六一

署名委員 本内 実